

## 第4回余市町民自治推進委員会

令和元年12月25日開催

1 開会 午後5時55分 閉会 午後7時47分

2 町民アンケートについて

意見等があれば近日中に事務局へメールしていただく。

3 外国人と子どもに対する取扱事例について

事務局より資料1に基づいて説明。

4 検 討

### ・第5条、第6条、第7条について

委 員： 資料にある条例施行前、施行後の取組についても質問してよろしいか。

それが実施されているのかどうかも委員会で議論すべきと思うし、役場が  
どういう動きをしたのか質問したい。

委員長： 最終的には条文の検討をする委員会なので、結果を条文の表現にどのよ  
うにフィードバックさせるのかを念頭に置きつつお願いしたい。

委員長： 議会は情報公開条例の実施機関に入っているのか。

事務局： 議会も入っています。

委員長： 6条1項では議会は町の概念からは外していると理解してよろしいか。

事務局： 定義からもその理解で構わない。

委 員： 建設業者ボランティアによる小中学校グラウンドの整地、校内清掃の実  
施とはどのようなものか。

委 員： 運動会の前にローラーをかけたり、雑草を処理したりしていたが、過去  
にやっていたものである。

事務局： あくまでボランティアであるので、毎年やっているわけではない。

### ・第8条について

委員長： 石狩市では市民参加条例で審議会公募委員などを規定しているが、論点  
になるとすれば町民参加をどのように体系づけて取り組んでいくのか、自  
治基本条例があってその下にあるのか、あるいは一元的に町民参加条例を  
作ってその中に盛り込んでいくのかということになる。個人的には一元的  
に仕組みを作った方がいいのではないかと思う。

委員：議員定数を削減した方がいいという意見を言うことも可能なのか。直接請求も町政への参加になるのか。いろいろやってみたが、ほかにいい方法はないものか。議会では自主的な動きがみられない。

委員長：直接請求も町民参加になる。ただ定数を減らすことだけがいいことではない。人口規模にあった定数で、きちんと仕事をすればいい。

委員：議員報酬などはどこかで見ることはできるのか。

事務局：ホームページで確認できる。

### ・第9条について

委員長：パブリックコメントの統一ルールはあるのか。

委員：要綱を定めて運用している。

委員長：行政手続条例の中には条例を制定する時のパブリックコメントがあると思うが、そこから漏れる部分、計画等を要綱で行っているということだと思う。論点としては、条例に定めるのか、要綱でいいのか、要綱はあくまで自主ルールだから、条例で定めるところにより実施するなど統一ルールが必要ではないか。

委員長：パブリックコメントについてはホームページで公表しているのか。

事務局：いただいた意見に対する町の考え方を示し、それを計画に反映させている、させていない等をホームページで公表している。

### ・第10条について

委員：以前は子ども会活動が盛んだったが、現在はどのくらいあるのか。

事務局：区会ごとに子ども会はあるが、子どもの人数が少ない所は、別の区会と合同で事業を行っている。

委員：山田区会のように活発なところは減ってきている。あそこは役員が定着してうまく続けている。新興住宅街では役員が定着していない。区会に入らない人もいる。町が動くというよりも古くからの住民が腰を上げないとなかなかうまくいかない。役場の人間もこまめに顔を出して盛り上げてくれないと、新しい住民は入ってこない。

### ・第11条、第12条について

委員：この条文は条例策定時に、議会が作ったものである。白老町では町長も議会もかなり力を入れて条例を作られた。

委員長：札幌市の条例も3条（10条～12条）しかないが、①執行機関の監視、②市民の意思を把握し政策の形成に反映させる、③政策形成機能の充実を図るために積極的に調査研修を行う、④議会の活動内容を積極的に市民に情報提供する、⑤広く市民の声を聴く機会を設けるという文言が入っている。これと比較しても手薄である。

委員：議会活動に対する評価ということも行われているのか。

委員長：情報公開条例については市民オンブズマンが全国の自治体をランキング付けしているが、議会活動に対しては公的な組織ではやっていないのではないか。大学の研究者がやっているかもしれない。

委員：議員一人ひとりがどういう活動をしているのか知りたい。

委員：先日の議会報告会でも出席者からいろいろと意見されていた。

委員：最終的に議員を選んだのは町民だし、自分が選んだ議員が何をしているかは、投票した者の責任である。

委員：仁木町議会を傍聴したが、元議員が5、6人傍聴していた。余市では見たことがない。

委員：条文で足りない部分もっと入れたい。町民の思いや考え、こうあるべきということを具体化するべきだ。

委員長：条文を作るのではなくて、項目をあげればいいのかではないか。

委員：項目を増やすために、委員長の手持ちの資料を今回の結果と一緒に送って欲しい。

委員長：札幌市も新たなことを義務付けしたのではなくて、当然のことを確認的に書いているのだが、それすらないのは寂しい。

委員：注目しているという姿勢を見せるのもこの委員会の役目である。次回の会議に追加項目を作って提出したい。

委員長：第11条、第12条については継続審議としたい。

委員：定数の問題は、町民が行動をしなければ変わらない。

委員：参加の仕方、公開の仕方、評価の仕方を入れた方がいい。

委員長：細かい文章チェックは必要ないと思う。足りない部分があればそれを足せばいいし、先進的な自治体を参考にすればいい。

## 5 次回検討予定項目について

次回については、第4章町（第13条～第18条）について検討する。